

# 政府管掌年金事業等の運営改善の法律案 納付猶予制度50歳未満に拡大、後納制度5年延長

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が、今国会に提出されている。法案は公的年金の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りに関する特例保険料の納付制度の創設、年金記録の訂正手続きの創設などの所要の措置を講じる内容となっている。

納付率の向上策については、納付猶予制度は収入が少ない30歳未満の若者の保険料納付を猶予する制度だが、中高年の非正規労働者が増加している状況を考慮し、平成28年7月から対象を50歳未満に改める。現在実施されている後納制度は、平成27年9月までの3年間の時限措置として、未納保険料の遡り納付を過去2年から過去10年に延ばしているが、将来の無年金や低年金になる人を減らすため、遡り期間を5年に短縮した上で、平成27年10月から30年9月まで制度を5年間延長する。

## 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設、年金記録の訂正手続きの創設等の所要の措置を講ずる。

### 法案の概要

#### 1. 年金保険料の納付率の向上方策等（国民年金法、厚生年金保険法等関係）

- 納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大する。
- 大学等の学生納付特例事務法人について、学生から納付猶予の申請の委託を受けた時点から、当該納付猶予を認める。
- 現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設する。
- 保険料の全額免除について、指定民間事業者が被保険者からの申請を受託でき

る制度を設ける。

- 滞納した保険料等に係る延滞金の利率を軽減する。

#### 2. 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設（国民年金法関係）

事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合について、特例保険料の納付等を可能とする制度を創設する。

#### 3. 年金記録の訂正手続きの創設（国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律関係）

年金個人情報（国民年金及び厚生年金保険の原簿記録）について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続きを整備する。

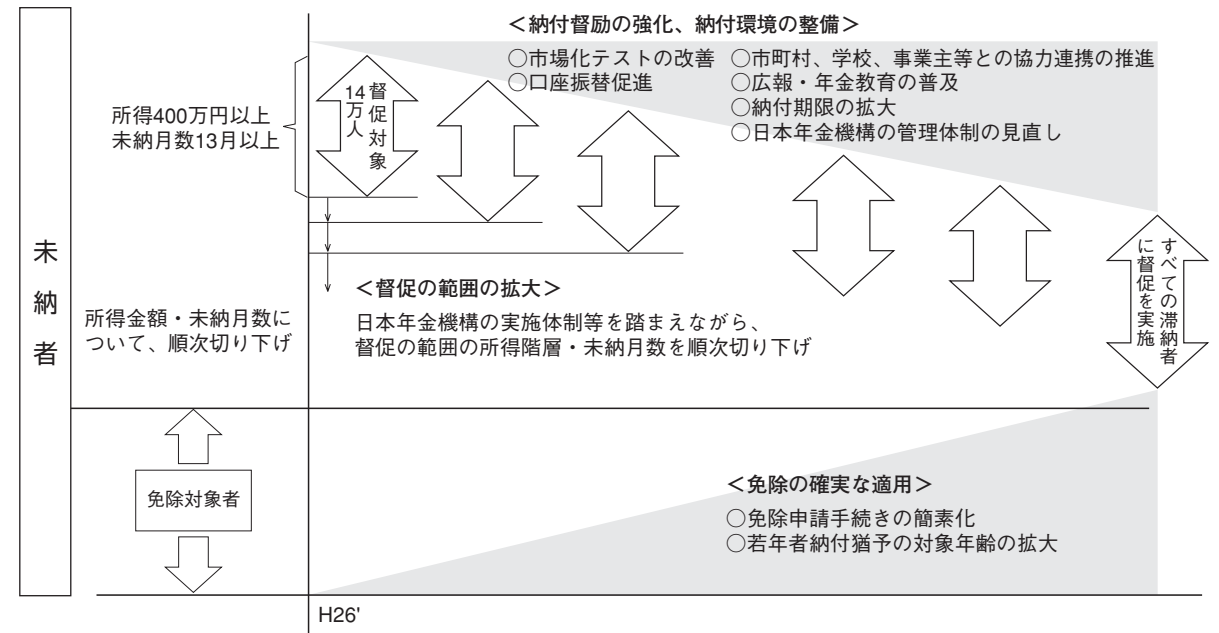
#### 4. 年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化（日本年金機構法関係）

年金個人情報の目的外提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加する。

## ●国民年金保険料の納付率向上の今後の展開

### 目指すべき将来像

保険料を負担すべき者すべてに督促の範囲を拡大すると同時に、低所得者には確実に免除を適用することにより、恒常的な未納者をなくし、納付率の大幅な向上を実現



### 施行期日（予定）

- 平成26年10月1日
- ※1 (5) については平成27年1月1日、1 (4) については平成27年7月1日、1 (3) については平成27年10月1日、1 (1) については平成28年7月1日
  - ※2 については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
  - ※3 については、社会保障審議会の分科会の新設等は平成27年1月1日、訂正請求の受付・調査の開始は3月1日、訂正決定等の実施は4月1日

### 年金保険料の納付率の向上方策等

- 納付猶予制度の対象者の拡大  
【平成28年7月1日より施行】

若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大（平成37年6月までの時限措置）。  
※現行制度は30歳未満の被保険者を対象に、平成17年7月から平成37年6月までの時限措置。

### 2. 学生納付特例事務法人制度の見直し 【平成26年10月1日より施行】

大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日に厚生労働大臣に申請があったとみなす。  
※現行では、厚生労働大臣の指定する大学等は、在籍する学生から保険料の納付猶予の申請の委託を受けることができるが、申請日は大学等が厚生労働大臣に申請を提出した日とされている。